

## 社会福祉法人千歳市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本会のホームページに掲載する広告の取扱いについて、千歳市社会福祉協議会広告掲載要綱（平成21年12月1日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ウェブページ ウェブブラウザに一度に表示されるデータのまとまりで、文字、画像、音声、動画等により構成され、インターネット上に公開される情報という。
- (2) ウェブサイト ウェブページの集まりで、企業等が管理するものをいう。
- (3) 本会ホームページ 本会が管理するウェブサイトという。

(表示方法及び規格)

第3条 広告の表示方法は、バナー広告（ウェブページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページにリンクしているものをいう。）とし、その規格は次のとおりとする。

【見本】

バナー広告募集中

大きさ	縦 50 ピクセル×横 160 ピクセル
形式	GIF 又は JPEG（アニメーション可）
データ容量	20KB 以下

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第4条 広告の掲載位置は本会ホームページのトップページで会長が指定する位置とし、掲載枠数は6枠とする。

(広告の掲載期間及び掲載料)

第5条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1ヶ月を単位とし、最大で12ヶ月までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、掲載期間満了時に掲載枠に空きがあるときは、これを更新することができる。ただし、掲載待機者があるときは、これを優先して空いた掲載枠に充てるものとする。
- 3 掲載期間の開始日は当該掲載期間の開始月の初日とし、掲載期間の終了日は当該掲載期間の終了月の末日とする。

4 1ヶ月あたりの広告の掲載料は、1枠につき1,000円とする。

(広告の原稿の作成及び提出)

第6条 広告の掲載を希望するものは、要綱第7条第2項に基づく千歳市社会福祉協議会広告掲載等申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、申込みを行うものとする。

2 前項に規定する広告の原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告の取り扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年3月1日から施行する。